

岐阜市立長良中学校「いじめ防止基本方針」

平成26年4月策定

令和5年4月改定

長良中宣言（平成8年度採択、平成13年度再宣言、平成28年度再々宣言）

誰もが安心して頑張れる長良中にするために…

- | | | |
|----------------|----------------|--------------------|
| 一、いじめ、差別を | しない・許さない・見逃さない | 「寂しい思いをする子をつくらない私」 |
| 一、人の気持ちを考える | | 「相手の立場になって考えられる私」 |
| 一、みんなのやる気を尊重する | | 「頑張ろうとする仲間と共に歩む私」 |

ここに定める「岐阜市立長良中学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）の第13条をもとに、令和元年、本市の中学校3年生生徒に係るいじめ重大事態に対する岐阜市教育委員会いじめ問題対策委員会からの答申で示された再発防止策、及び令和2年9月28日に施行された「岐阜市いじめ防止対策推進条例」の改正をふまえた基本方針です。

人は他人に対して、優越感や劣等感を抱くことがあり、結果、人を羨ましがったり、見下したりしてしまうこと、そして、時にその感情をコントロールできなくなることがあります。だからこそ、いじめはどこにでも誰にでも起こる可能性があります。

本校の教育目標は「（本質を）みぬき・（可能性に）挑み・（生活を）拓く」です。子供たちが自らの生活の中で起きる様々な問題の中にある本質は何であるかをみぬき、よりよい生き方に挑み、新しい自分を自覚し生活を拓いていくことができることを目指しています。この教育目標のもと、いじめに関しても、誰の心の中にもあるいじめにつながりやすい感情に気付き、優越感や劣等感に振り回されることなく、仲間と共に協力して生活していく中で、一人一人が自己実現に向かっていくと考えています。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

（1）定義

法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われているものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（2）理解

- 「いじめ」には多様な態様があり、該当するか否かを判断する際は、本人が否定したとしても、該当児童生徒や周辺の状況等を客観的に確認し、「心身の苦痛を感じているもの」との要件に限定して解釈されることのないように努めることが必要である。
- 「いじめ」の中には、犯罪行為として警察に相談・通報することが必要な場合もある。教育的な配慮や被害者への配慮を踏まえ、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を図ることが重要である。

（3）いじめの解消

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。この場合において、事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する。

(4) 基本認識

学校教育全体を通して、以下の認識を十分理解し、いじめの防止等に当たる。

①「いじめは、絶対に許さない」

・いじめた者だけではなく、同調する者、傍観する者も、いじめに加担しているという認識が必要である。

②「いじめは、いつ、どこでも、誰にでも起こり得る」

・いじめは、どの学校、どの学級でも、どの子にも起こり得るという認識のもと、常にいじめの克服を図る必要がある。

③「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」

・いじめが見えていないのは教師だけであり、子供たちが全て知っているという認識のもと、広く情報を収集する必要がある。

④「いじめは、組織的かつ継続的に対応しなければ解消に向かわない」

・いじめは、一度の指導では終わらない。様々な立場から、様々な場面で、該当児童生徒など個に対しての指導にとどまらず、学校、学級など集団に対しても、繰り返し指導する必要がある。

(5) 学校としての構え

かけがえのない大切な一人ひとり

～誰も一人ぼっちにさせない～

【子供たちへの4つの約束】

1 どの子も全力で応援する

→誰も一人ぼっちにさせない

2 いつでもどんな相談も聞く

→どんなことでも受け止める

3 仲間に悲しい思いをさせる子は、みんなで指導する

→いじめはみんなで必ず止める

4 相談されたその日のうちに問題解決へ向けてみんなで立ち向かう

→必ず教職員全員で問題解決に立ち上がる

・教職員一人で抱え込むことなく、学校の組織全体で対応する。

・人間のもつ弱さに気付かせつつ、しかし、人間はそれを克服していける素晴らしさがあることを教える。

・「長良中宣言」を常に意識し、その実現のために自治力・自浄力を高める。

(6) 保護者の責務等

・学校は、保護者・地域と協力しながら、いじめ問題について対応することが大切である。保護者は、その保護する生徒がいじめを行うことがないように規範意識等の指導を行うように努め、その保護する生徒がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護する。また、保護者は、学校が講ずるいじめの防止等のための取組に協力するよう努めるとともに、いじめを発見したら学校等に連絡する。

2 いじめ未然防止のための取組

(1) 魅力ある学級・学校づくり

- ・「わかった。できた。」という達成感を味わえる教科指導に努める。
- ・自らの成長を実感するとともに互いのよさを認め合い、望ましい人間関係をつくる学級経営に努める。
- ・いじめや暴力、差別や偏見を見逃さず、主体的に問題解決に取り組む自治活動の支援かつ自浄力のある学級経営に努める。
- ・「長良中の3つの校風」が子供（教師）の一挙手一投足からにじみ出る学校経営に努める。

一、礼節を重んずる	… 周囲への感謝の念、助言に謙虚に耳を傾ける誠実さ、困っている仲間にそっと手を差し伸べる優しさを持ち、表出できる人間
一、美しく整える	… 自らを律し、生活規範や環境を大切にし、与えられた役割と果たすべき責任を進んで遂行しようとする主体的な人間
一、質の高いものを求める	… 様々な場面・活動において、物事の本質と自分らしさを求め、個性を生かし、発展的な活動を生み出そうとする人間

(2) 安心感を生み出す指導

- ・「教職員全員で長良中全ての子供を育てている」という意識のもと、教職員全員で問題行動に立ち向かう。
- ・教職員全員が共通理解、共通行動をし、組織的な対応に努める。
- ・いじめ対応フローなどいじめ未然防止に係る校内掲示を行う。
- ・価値の一方的な押し付けをせず、多様な価値を認める指導を行う。
- ・生活ノート「みつめる」に必ず目を通し、子供の声に耳を傾けるよう努める。

(3) 生命や人権を大切にする指導

- ・様々な人との出会い、自然や生き物とのふれあい、ボランティア活動等の心に響く体験活動を充実させる。
- ・性に関する教育等、生命の尊厳への理解を深める取組を充実させる。
- ・命の大切さ、思いやる心、自律心、規範意識が育つ道徳教育を充実させる。
- ・「認識力」、「行動力」、「自己啓発力」を育む人権教育を充実させる。

(4) 全ての教育活動を通した指導

- ・「生活をきり拓く力」を身に付けさせるために、「生き方」を問い続ける指導を中核に据えた教育課程を編成する。

「生活をきり拓く力」

生活の中で出会うであろう様々な課題に、自分なりに考え、自ら選択した方法で立ち向かい、解決しながら、たくましく生き抜く力

「生き方」

人間が本来もっている「自らよりよく生きていきたい」という主体的な欲求に根ざし、現実の自分の中にある弱さを克服し、よさを伸ばしていく、人としての営み

- ・「Good Report」を中核として、子供の自己有用感、自己存在感を高める取組を推進する。

「Good Report」

子供と共に活動する中で気付いた子供の頑張りや言動の中にある価値を教職員が取り上げ、それを広く価値付けるとともに、昼の放送で紹介し、メッセージカードとして本人に渡す。

(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・情報端末機器の取り扱い、誹謗中傷への対応、情報モラル教育、デジタルシチズンシップ教育等について、専門家を招聘するなど、生徒や保護者への指導・啓発を充実させる。
- ・書き込み等の早期発見、早期対応のため、警察、専門家等の関係機関との連携を密にする。
- ・学級において日常的に情報モラル教育、デジタルシチズンシップ教育を実施する。

3 いじめの早期発見・早期対応

- (1) いじめがあったときに見逃さず、立ち向かい、乗り越える力の育成
 - ・岐阜市いじめ防止対策推進条例第2条に基づき、いじめの認知を行う。
 - ・SOSBOXを設置し、いじめに対して傍観者にならないための対応について周知する。
 - ・互いに仲間の姿容に気付ける視点をもつことができるよう子供の相互理解を深める指導に努める。
- (2) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実
 - ・「いじめに関するアンケート（情報提供アンケートを含む）」を年間3回実施するとともに、生徒との対話に努める。
 - ・自宅での記入、保護者配信メールでの家庭への実施の周知等、アンケートに回答しやすい環境整備を行う。
 - ・アンケートの確認は学年主任、いじめ対策監によるダブルチェックを回収した日の1時間目に行うことを基本とし、正確な事実把握に努める。
 - ・学校いじめ防止等対策推進会議を設置する。（後掲）
 - ・いじめを受けていると思われる事案があった場合には、同日中にいじめ対策チームに情報共有をする。【別紙「いじめ事案の指導の流れ」参照】
- (3) いじめの疑いのある事案に係る情報の連携体制の徹底
 - ・いじめ対策監による校内の見守りを行う。
 - ・「いじめ事案の指導の流れ」（別紙）について、全職員で共通理解を図る。
- (4) 教育相談の充実
 - ・二者懇談（随時）三者懇談（7月、12月）を実施する。
 - ・スクールカウンセラー、スクール相談員、ほほえみ相談員について、情報提供するとともに、誰に相談してもよいというスタンスで、生徒が相談しやすい環境づくりをする。
 - ・生徒在校時には、教職員は生徒との時間の共有を最優先し、生徒が相談しやすい物的・心的環境をつくる。
 - ・生徒、保護者へ外部相談機関を周知する。
- (5) 教職員の研修の充実
 - ・いじめや問題行動等を見逃さないための力等をさらに身に付けるために、校内研修の充実を図る。
 - ・他県や他校での事案をもとに、対応のシミュレーションを行うなど実践的な研修を実施する。
- (6) 保護者・地域との連携
 - ・日頃から公開できる情報については積極的に公開し、学校の取組等についての理解を求めていく。
 - ・いじめの情報が入った時は、最優先課題として受け止め、授業を中止してでも解決に乗り出す等の方向性を年度当初に確認し合う。
 - ・いじめが確認された時には、いじめられた生徒の心のケアに万全を期するとともに、いじめた生徒に自らの行為を十分に反省する指導をするため、関係の保護者と即時連携を図る。
- (7) 関係機関との連携
 - ・日頃からいじめや問題行動の未然防止のために、以下の関係諸機関と連携を密にしつつ、いじめを確認した時には、直ちに教育委員会に報告するとともに、その情報を共有して早期解決に全力をあげる。

<関係機関>

- ・岐阜市教育委員会 ・岐阜北警察署 ・中央子ども相談センター ・エールぎふ ・スクールロイヤー
- ・こどもサポート総合センター 等

4 学校いじめ防止等対策推進会議の設置 <必置>

いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、以下の構成員により「学校いじめ防止等対策推進会議」を設置する。

なお、本会議は生徒の生活実態などに応じて、適宜開催するものであり、必ずしも構成員の全員が、全ての会議に参加するわけではないこととする。

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

条例：第18条

2 推進会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 学校基本方針の策定、実施及び検証
- (2) いじめに係る相談体制の整備
- (3) いじめの早期発見のための情報の収集、記録及び共有
- (4) いじめの認知
- (5) 被害児童生徒及びその保護者の支援並びに加害児童生徒の指導及びその保護者への助言
- (6) 当該市立学校の教職員を対象とする研修並びに保護者及び地域住民を対象とする啓発活動
- (7) 前各号に掲げるもののほか、当該市立学校の校長が必要と認める事項

「学校いじめ防止等対策推進会議」構成員

学校職員以外：PTA会長、学校運営協議会委員、民生児童委員、スクールカウンセラー、
スクールロイヤー 等

学校職員：校長、教頭、生徒指導主事、いじめ対策監、学年主任、教育相談主任、養護教諭 等

5 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

「長良中学校いじめ防止プログラム」

月	取組内容	備考
4月	・職員研修会の実施（前年度の実態と対応等の引継、今年度の方針の伝達） ・「いじめ防止基本方針」の生徒への説明（入学式・始業式） ・「いじめ防止基本方針」の地域・保護者への発信（学校だより・HP） ・「いじめ防止基本方針」の保護者への説明（PTA総会） ・毎月3日を「いじめを見逃さない日」として位置付け ・「Good Report」について職員の共通理解 ・教育相談委員会 ・ICTを活用した子どもの健康サポート「ここタン」の活用（毎日）	「方針」 の確認
5月	・非行防止・犯罪被害防止教室 ・生活実態調査① ・PTA土曜参観 ・個人懇談 ・校内いじめ防止等対策推進会議	
6月	・第一回「学校いじめ防止等対策推進会議」 ・いじめアンケート ・アンケート実施後に即時対応 ・二者懇談 ・SOSの出し方教育の在り方についての研修 ・校内いじめ防止等対策推進会議 ・「いじめ防止強化週間」6月26日～6月30日（生徒主体の取組）	

7月	・「いじめについて考える日」7月3日（いじめについて考える集会） ・三者懇談 ・性に関する教育 ・指導、事後指導等の見届け	第1回県いじめ調査
8月	・生徒会サミット ・いじめ未然防止につなげる校内研修 ・教育相談研修	
9月	・二者懇談 ・校内いじめ防止等対策推進会議	
10月	・生活実態調査② ・教育相談委員会 ・スクールロイヤーによる研修	
11月	・二者懇談 ・校内いじめ防止等対策推進会議 ・いじめアンケート ・アンケート実施後に即時対応	
12月	・「ひびきあいの日」（ハートフル人権ライブ） ・三者懇談 ・指導、事後指導等の見届け	第2回県いじめ調査
1月	・二者懇談 ・教育相談委員会 ・校内いじめ防止等対策推進会議 ・事例研修	
2月	・第二回「学校いじめ防止等対策推進会議」 ・授業参観（PTA期末総会・学級懇談会） ・いじめアンケート ・アンケート実施後に即時対応 ・教育相談の在り方についての研修	
3月	・生活実態調査③ ・校内いじめ防止等対策推進会議 ・いじめ事案に対する次年度への引き継ぎ ・小学校のいじめ事案の聞き取り	第3回県（国）いじめ調査

6 いじめ問題発生時の対応

（1）いじめ問題発生時・発見時の初期対応（法第23条に基づいて明示）

【組織対応】

- ・「いじめ防止対策等推進会議」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、校長の指導のもと、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

【対応の重点】

- ・いじめの兆候や疑いがある場合には、把握した者は速やかに管理職及びいじめ対策監に報告し、学校いじめ防止等対策推進会議を開催し、直ちに校長の指導のもと、組織的にかつ丁寧に事実確認を行う。いじめを受けた（疑いがある）生徒の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ、組織的に情報を収集し、迅速に対応する。校内いじめ防止等推進会議を行う際、出席者と指導の経緯、会の内容等の記録をその都度、確実に残す。
- ・いじめアンケートを実施する際は、校内いじめ防止等推進会議をアンケート回収日、その3日後、7日後と、1度のアンケートにつき少なくとも3回行う。
- ・いじめに関する兆候や疑われる事実が認められた場合、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら生徒への指導に当たる。最終的には管理職が生徒及び保護者へ指導する。
- ・保護者との連携の下、謝罪の指導を行う中で、いじめた生徒が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた生徒やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。
- ・いじめを受けた生徒に対しては、3か月は、毎日校長やいじめ対策監は声をかけるなど、保護者と連携しつ

つ生徒を見守り心のケアまで、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど十分配慮した継続的な事後の対応に留意するとともに、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。

- ・同様に、いじめた側の生徒に対しても、保護者と連携し生徒の様子を見守り、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど、事後の対応を中・長期的に行う。

(2) 「重大事態」と判断された時の対応（法第28条・条例20条に基づいて明示）

- ・いじめにより生徒の生命、心身又は財産に多大な被害が生じた疑いがあると認められるとき、いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下の対応を行う。

〔主な対応〕

- 教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- 当該重大事態と同種の事態発生を防止するため、教育委員会の指導の下、学識経験を有する者や医師によって構成された岐阜市いじめ問題調査委員会が、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- 上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

7 学校評価における留意事項

- ・いじめの未然防止、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の3点を加味し、適正に学校の取組を評価する。
 - ①いじめの未然防止の取組に関すること
 - ②いじめの早期発見の取組に関すること
 - ③いじめの再発を防止するための取組に関すること

8 個人情報の取り扱い

(1) 個人調査（アンケート等）について

- ・保護者から「いじめがあった」等の申立てがあった場合や重大事態の調査に必要なため、アンケートの質問票の原本等の一次資料の保存期間は、最低でも当該生徒が卒業するまでとし、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を5年（卒業後）とする。

(2) 指導記録について

- ・1事案1ファイルを原則として、事案の概要、指導の方向・方法・経緯、児童生徒の意識、保護者の反応の記録を確実に残す。（いじめ事案報告書、指導記録、学校いじめ防止等対策推進会議記録等）

(3) 校種間、学年間での確実な引継ぎ

- ・個人カード、ファイル等への記録を随時行い、適切な情報を管理保管し、進学及び進級における学級編成や引継ぎ資料に確実に反映されるよう徹底する。